



昭和56年5月31日以前に建てた木造住宅にお住まいの皆様

木造住宅耐震診断で

補助が受けられます

もし今、地震が起きたら…。あなたの大切な家族、財産は大丈夫ですか？
お住まいが地震に対して安全か調べてみましょう！

岩手町では、“震災に強いまちづくり”として、
「木造住宅耐震診断士派遣事業」を行っています。

■ 対象となる住宅

次のすべての条件を満たす町内の木造住宅が対象です。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
※ 昭和56年6月1日以降に増築した住宅は対象外となります
- (2) 平屋建て又は2階建ての住宅
- (3) 在来軸組工法で建築された住宅



■ 募集戸数 2戸（募集戸数に達し次第終了）

■ 耐震診断に要する費用（個人負担）

3,000円

※ 耐震診断料は、1棟あたり3万円です。そのうち町が2万7千円を負担します。

■ 申し込みの受け付けについて

- (1) 受付日 随時受付します。（土、日、祝日及び年末年始を除く）
- (2) 受付時間 午前9時～午後5時
- (3) 受付場所 岩手町役場3階 建設課 都市住宅係⑦
- (4) ご用意いただくもの

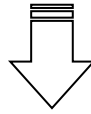
- ① 建築年月日の分かる書類（建築確認通知書、固定資産税課税明細書など）
- ② 建築当時の図面がある方はご用意ください。

※ 申込書に記名押印をいただくだけで、細かい手続きは不要です。職員が聞き取りします。

問い合わせ先 岩手町役場 建設課 都市住宅係 Tel62-2111 内線 325

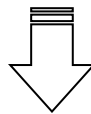
木造住宅耐震診断士派遣事業の流れ

町に申し込み



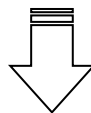
派遣する木造住宅耐震診断士の通知

派遣する木造住宅耐震診断士（以下、耐震診断士という。）を決定して通知します。



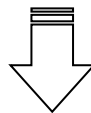
耐震診断士と日程調整

診断を実施する日程を決めるため、耐震診断士から電話連絡があります。



耐震診断の実施

耐震診断士が訪問し、住宅の調査を行います。
その際に、耐震診断士に3,000円お支払ください。



診断結果の通知

耐震診断士が作成した診断結果に基づき、町から通知します。

【ご注意ください】

- 点検商法・サービス商法にご注意ください。
町の派遣する耐震診断士は、「岩手県木造住宅耐震診断士認定証」を携帯していますのでご確認ください。
- 本事業は「一般診断法」により、建物の耐震性の目安を判断するものです。
耐震改修には「精密診断」が必要であり、さらに費用がかかるため、希望される方は専門家に相談することをお勧めします。